固定資産管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 地方独立行政法人  　大阪産業技術研究所 | 地方独立行政法人大阪産業技術研究所固定資産管理規程（平成29年４月１日規程第49号）第29条では、資産管理責任者は、部長等が所管する固定資産の内容について、１年度に１回以上、部長等に固定資産の現物と固定資産台帳の記載内容とを照合させなければならないとなっているが、森之宮センターにおいては、固定資産の現物と固定資産台帳の記載内容との照合が行われていなかった。 | 地方独立行政法人大阪産業技術研究所固定資産管理規程等に基づき、固定資産の現物と固定資産台帳の記載内容との照合を速やかに行う等、適正に固定資産の管理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方独立行政法人大阪産業技術研究所固定資産管理規程】  （固定資産の範囲）  第４条　この規程における固定資産とは、次に掲げる有形固定資産及び無形固定資産をいう。  （１）有形固定資産とは、土地、建物、建物附属設備、構築物、機械及び  装置、工具、器具及び備品、図書、美術品、車両、建設仮勘定、その  他の有形資産で流動資産又は投資その他の資産に属しないものをいう。  （２）無形固定資産とは、特許権、借地権、商標権、実用新案権、意匠権、ソフトウェア、電話加入権その他これらに準ずる資産をいう。    （現物確認）  第29条　資産管理責任者は、部長等が所管する固定資産の内容について、１年度に１回以上、部長等に固定資産の現物と固定資産台帳の記載内容とを照合させなければならない。  【地方独立行政法人大阪産業技術研究所固定資産等管理要領】  （固定資産等の実査）  第７条　資産管理事務担当者は、部長等に対して受贈物品及び科研費登録物品の内容について、定期かつ随時に固定資産等リストと現物とを照合させなければならない。  ４　第１項及び固定資産管理規程第29条並びに少額備品管理要綱第10条に規定する実査は、毎年１回実施しなくてはならない。ただし、少額備品及び科研費登録物品については、取得年度末日から起算して３年経過をもって実査対象から除外する。  ５　資産管理事務担当者は、定期的に前項に定める実査を直接実施しなくてはならない。 | | 資産管理責任者（法人副理事長）の指示の下、令和元年度（10月）に固定資産の現物と固定資産台帳の記載内容との照合を行った。また、令和２年（11月）にも、計画的に照合を行った。  今後も適正に固定資産の管理を行うため、地方独立行政法人大阪産業技術研究所固定資産管理規程等に基づき、固定資産の現物と固定資産台帳の記載内容との照合を行っていく。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成31年１月16日、事務局：平成30年11月27日から同月29日まで）